

議案第108号	三田市下水道事業の設置等に関する条例の制定について
下水道課	現行の下水道事業特別会計に代えて、新たに地方公営企業法の財務規定等を適用させた下水道事業を設置するに当たり、当該条例を制定しようとするもの。
<p>【趣 旨】 市民生活に密接している下水道事業は、恒久的な財産として適正に維持管理しつつ、健全な運営を確保していくことが求められている。しかしながら、現在の官庁会計（単式簿記）では経営状況や財務状況を詳細に把握することができず、使用料算定の根拠などの説明責任を欠くことも生ずるため、企業会計（複式簿記）の導入をもって解消を図ろうとするものである。ついては、地方自治法により特別会計を設置している下水道事業を平成25年度から地方公営企業法による財務規定等を適用するに当たり、当該条例を制定しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 地方公営企業法（昭和27年法律第292号） 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号） 地方公営企業法施行規則（昭和27年総理府令第73号）</p> <p>【内 容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●財務規定等の適用（第2条関係） 地方公営企業法全部が適用されるわけではなく、主に財務に関する規定（公営企業に係る予算決算、起債、基金等）を適用する旨を規定 ●経営の基本（第3条関係） 常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。 ●重要な資産の取得及び処分（第4条関係） 地方公営企業法第33条第2項の規定に基づき条例で定める重要な資産の取得及び処分については、予算で定めなければならない。 ●議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等（第6条関係） 下水道事業の業務に関し、地方公営企業法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄附又は贈与の受領でその金額又はその目的物の価額が20,000千円以上のもの及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で1,500千円以上のものとする。 ●業務状況説明書類の作成（第7条関係） <p>【施行期日】 平成25年4月1日</p> <p>【その他】 この条例の付則で三田市特別会計条例及び三田市生活排水処理施設維持管理基金条例の一部を改正する。</p>	